

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成25年9月1日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 野崎 眞澄

次に掲げる定置漁業の保護区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）を行い、又は当該漁業の魚道をしゃ断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許番号	漁場の位置	漁業の名称	漁業時期	保護区域(メートル)			概要	端口	漁業権者
				左側	右側	沖合			
佐定第1号	佐渡市石名地先	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	越前水産株式会社
佐定第2号	佐渡市石名地先	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500			
佐定第3号	佐渡市達者地先	ぶり定置漁業	3月1日から 10月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	越前水産株式会社
佐定第4号	佐渡市達者地先	ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500			
佐定第5号	佐渡市小川地先	たい、ぶり定置漁業	9月1日から 翌年8月31日まで	1,500	700	500	1階網	両口	越前水産株式会社
佐定第6号	佐渡市米郷地先	ぶり定置漁業	3月1日から 11月30日まで	1,500	700	-	2階網	両口	高野正道ほか3人 (稲鯨定置組合)
佐定第7号	佐渡市米郷地先	ぶり定置漁業	3月1日から 11月30日まで	1,500	700	500			
佐定第8号	佐渡市田切須地先	ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	金子新一
佐定第9号	佐渡市田切須地先	ぶり定置漁業	1月1日から 12月31日まで	1,500	700	500			
佐定第10号	佐渡市江積地先	たい、ぶり定置漁業	3月1日から 12月31日まで	1,500	700	-	2階網	両口	佐藤喜一ほか4人 (江積水産組合)
佐定第11号	佐渡市江積地先	たい、ぶり定置漁業	3月1日から 12月31日まで	1,500	700	500			
佐定第12号	佐渡市琴浦地先	ぶり定置漁業	3月1日から 12月31日まで	700	1,500	-	2階網	両口	影山清治ほか2人 (小木町大謀網組合)
佐定第13号	佐渡市琴浦地先	たい、ぶり定置漁業	3月1日から 11月30日まで	700	1,500	500			
佐定第14号	佐渡市南新保地先	たい定置漁業	1月1日から 12月31日まで	700	1,500	500	1階網	両口	仁科 淳ほか6人 (新保定置組合)
佐定第15号	佐渡市稚泊地先	ぶり定置漁業	9月1日から 翌年8月31日まで	1,500	700	500	1階網	両口	有限会社 藤栄水産
佐定第16号	佐渡市椿地先	あじ、いか定置漁業	3月1日から 8月31日まで	300	2,000	500	1階網	片口 (右)	石塚林二郎ほか9人 (加茂水産定置網組合)
佐定第17号	佐渡市白瀬地先	ぶり定置漁業	9月1日から 翌年8月31日まで	500	2,000	500	1階網	片口 (右)	石塚林二郎ほか9人 (加茂水産定置網組合)
佐定第18号	佐渡市和木地先	ぶり、まぐろ定置漁業	9月1日から 翌年8月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	石塚林二郎ほか5人 (丸内定置網組合)
佐定第19号	佐渡市平松地先	いか、さば定置漁業	9月1日から 翌年8月31日まで	500	1,000	500	1階網	両口	石塚林二郎ほか5人 (丸内定置網組合)
佐定第20号	佐渡市黒姫地先	ぶり、さば定置漁業	9月1日から 翌年8月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	内海府漁業生産組合
佐定第21号	佐渡市北小浦地先	ぶり定置漁業	9月1日から 翌年8月31日まで	500	2,000	500	1階網	両口	内海府漁業生産組合
佐定第22号	佐渡市鷺崎地先	ぶり、さば定置漁業	9月1日から 翌年8月31日まで	500	2,000	500	1階網	片口 (右)	内海府漁業生産組合

指示の有効期間

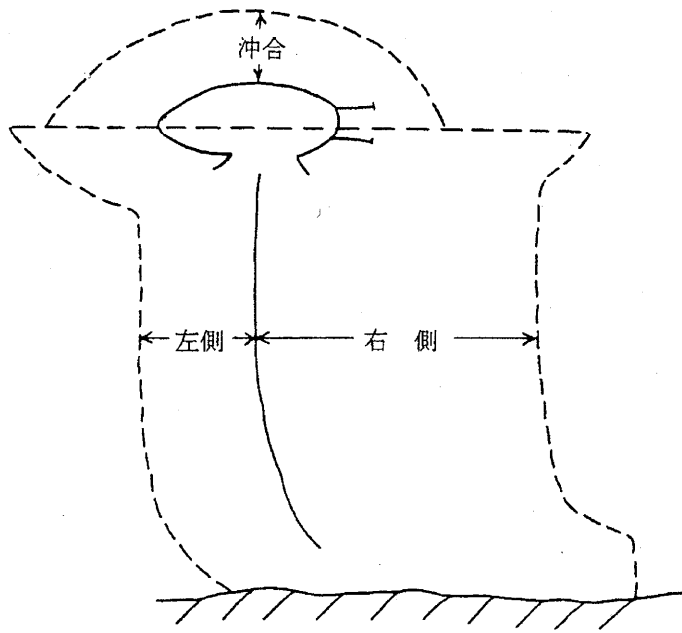
平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

付記

保護区域のとりかた

- 1 保護区域の左側、右側とは、磯垣網を基準として陸岸より海面に向かってそれぞれの方向を示し、網なりに所定距離をとる。
- 2 沖合とは、台と矢引を結ぶ直線（沖矢引と磯矢引を有する場合は、台から両矢引の中間を通る線）から沖側（沖垣網を有する場合は、沖垣網の沖側）を示し、網なりに所定距離をとる。

(例 1)



定置漁業保護区域略図

(例 2)

